

(趣旨)

第 1 条 この規則は、玉名市社会体育施設条例(平成 27 年条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第 2 条 条例第 7 条の規定により玉名市社会体育施設(以下「体育施設」という。)及びこれに附属する設備(以下「施設等」という。)の使用の許可を受けようとする者は、社会体育施設使用許可申請書(様式第 1 号、様式第 2 号又は様式第 3 号。以下「申請書」という。)により玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請し、社会体育施設使用許可書(様式第 4 号、様式第 5 号又は様式第 6 号)の交付を受けなければならない。

(申請書が競合する場合の取扱い)

第 3 条 前条の規定による申請が競合したときは、申請書の受付順とする。

2 教育委員会は、前項に規定する方法により難いと認めるときは、別の方法によることができるものとする。

(使用者の遵守事項)

第 4 条 使用者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた体育施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可なく施設等を使用しないこと。
- (3) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (4) 許可なく物品の販売、寄附の募集又は飲食物等の提供をしないこと。
- (5) 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ち等しないこと。
- (6) 施設等を使用した後は、直ちに整理し、及び清掃し、清潔の保持に努めること。
- (7) 使用時間を厳守すること。
- (8) 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (9) 許可の目的以外に使用し、又は他のものに転貸しないこと。
- (10) 施設等を損傷したときは、速やかに係員に報告しその指示に従うこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 13 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、社会体育施設使用料減免申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 13 条の規定による使用料の減免の基準は、別表のとおりとする。

(体育施設内の物品販売等)

第 6 条 体育施設内で物品を販売し、又はこれに類する行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)

第 7 条 条例第 15 条第 1 項の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合は、第 2 条中「社会体育施設使用許可申請書(様式第 1 号、様式第 2 号又は様式第 3 号。以下「申請書」という。)により玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請し、社会体育施設使用許可書(様式第 4 号、様式第 5 号又は様式第 6 号)の交付とあるのは「指定管理者が定める方法による申請により許可」と、第 3 条第 1 項中「前条の規定による申請」とあるのは「指定管理者が定める方法による申請」と、第 3 条第 2 項、第 4 条第 11 号及び第 6 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の減免)

第 8 条 条例第 18 条の規定による利用料金の減免については、第 5 条第 2 項の規定を準用する。

(その他)

第 9 条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(玉名市営グラウンド条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 玉名市営グラウンド条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 24 号)
- (2) 玉名市体育館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 25 号)
- (3) 玉名市弓道場条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 26 号)
- (4) 玉名市武道館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 27 号)
- (5) 玉名市天水相撲場条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 28 号)

- (6) 玉名勤労者体育センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 29 号)  
 (7) 玉名市岱明 B&G 海洋センター条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 30 号)  
 (経過措置)

3 [この規則](#)の施行の日の前日までに[前項](#)の規定による廃止前の玉名市営グラウンド条例施行規則、玉名市体育館条例施行規則、玉名市弓道場条例施行規則、玉名市武道館条例施行規則、玉名市天水相撲場条例施行規則、玉名勤労者体育センター条例施行規則又は玉名市岱明 B&G 海洋センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ[この規則](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第 5 条関係)

減免基準		適用施設	減免割合
市又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。		<a href="#">条例第 3 条</a> に規定する全ての体育施設(以下「全施設」という。)	全額
<a href="#">玉名市立小中学校設置条例(平成 17 年条例第 163 号)第 1 条</a> の規定により設置される小学校及び中学校が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める義務教育の課程の一環として部活動等に使用するとき。		玉名市横島体育館、玉名市天水体育館、玉名勤労者体育センター及び玉名市岱明 B&G 海洋センター体育館	全額
		上記以外の体育施設	2 分の 1
中学校体育連盟又は小学校体育連盟が主催する大会で、地域代表の選出を目的とした大会に使用するとき。		全施設	全額
クラブチーム(法人が運営するものを除く。)であって、公益上減免が必要であるものとして市長が特に認めたものが使用するとき。		玉名市横島グラウンド	全額(夜間照明設備の使用料を除く。)、2 分の 1(夜間照明設備の使用料に限る。)
		玉名市横島体育館	2 分の 1
		玉名市天水グラウンド	全額
		玉名市天水テニスコート	全額(夜間照明設備の使用料を除く。)
熊本県民体育祭の開催前 1 月の期間において市の参加選手が当該熊本県民体育祭の練習に使用するとき。	1 の競技種目につき 8 回を超えない範囲で使用する場合	全施設	全額
	上記以外の場合	全施設	2 分の 1
おおむね 65 歳以上で構成される市内の団体が午前 6 時から午前 9 時までの時間に使用するとき。		玉名市横島グラウンド及び玉名市天水グラウンド	全額
その他市長が公益上特に必要があると認めるとき。		全施設	全額又は 2 分の 1

[様式第 1 号\(第 2 条関係\)](#)

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

玉名市教育委員会 様

住 所  
 団 体 名  
 氏 名(代表者名)  
 電 話 番 号

社会体育施設使用許可申請書

玉名市社会体育施設条例及び同条例施行規則を厳守の上、下記のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。

記

使用目的				
使用施設名				
使用者	一般 人	高校生以下 人	合 計 人	
使用期間	施設使用時間		夜間照明使用時間	
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
備 考				

※ 施設使用料	円 × 時間 =	円
※ 夜間照明使用料	円 × 時間 =	円
	※使用料	円

※印の箇所は記入しないでください。

[様式第2号\(第2条関係\)](#)

年 月 日

玉名市教育委員会 様

住 所  
 団 体 名  
 氏 名(代表者名)  
 電 話 番 号

社会体育施設使用許可申請書

玉名市社会体育施設条例及び同条例施行規則を厳守の上、下記のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。

記

使用目的					
使用者	一般 人	高校生以下 人	合 計 人		
使用施設名					
使用内容	専用使用				
	一部使用 バスケットボールコート( 面) ・ バレーボールコート( 面) バドミントンコート( 面) ・ 卓球台( 台)				
使用期間	使 用 時 間	使 用 期 間	使 用 時 間		
年 月 日	: ~ :	時間	年 月 日	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	年 月 日	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	年 月 日	: ~ :	時間
入場料等の有無	徴収する ・ 徴収しない				
※許可条件	バスケット又はバレー				
	バドミントン、卓球、その他				
※備考					

※使用料	一 部	円 × 面 × 時間 × 日 =	円
	専 用	円 (午前・午後・夜間・全日) =	円
	加算額	円 × 時間 =	円
※合計金額			円

※印の箇所は記入しないでください。

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

玉名市教育委員会 様

住 所  
団 体 名  
氏 名(代表者名)  
電 話 番 号

社会体育施設使用許可申請書

玉名市社会体育施設条例及び同条例施行規則を厳守の上、下記のとおり使用したいので、許可されるよう申請します。

記

使用目的 又は行事名					
使用施設名					
使用期間	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
使用人員	小学生	中学生	高校生	一般	合計
※使用料	( )円				

※印の箇所は記入しないでください。

[様式第4号\(第2条関係\)](#)

年 月 日

様

玉名市教育委員会 印

社会体育施設使用許可書

下記のとおり使用を許可します。

記

使用目的				
使用施設名				
使用者	一般 人	高校生以下 人	合計 人	
使用期間	施設使用時間		夜間照明使用時間	
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
年 月 日	: ~ :	時間	: ~ :	時間
備考				

<p><b>【許可条件】</b></p> <p>(1) 使用の許可を受けた体育施設以外に立ち入らないこと。</p> <p>(2) 許可なく施設等を使用しないこと。</p> <p>(3) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。</p> <p>(4) 許可なく物品の販売、寄附の募集又は飲食物等の提供をしないこと。</p> <p>(5) 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ち等しないこと。</p> <p>(6) 施設等を使用した後は、直ちに整理し、及び清掃し、清潔の保持に努めること。</p> <p>(7) 使用時間を厳守すること。</p> <p>(8) 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外で喫煙をしないこと。</p> <p>(9) 許可の目的以外に使用し、又は他のものに転貸しないこと。</p> <p>(10) 施設等を損傷したときは、速やかに係員に報告しその指示に従うこと。</p> <p>(11) 貴重品は、各自で管理すること。</p> <p>(12) 施設の使用時に起こった紛失、盗難、けが、病気等は使用者の責任とすること。</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。</p>	
使用料領収金額	円

年 月 日

様

玉名市教育委員会 印

社会体育施設使用許可書

下記のとおり使用を許可します。

記

使用目的						
使用者	一般	人	高校生以下	人	合計	人
使用施設名						
使用内容	専用使用					
	一部使用 バスケットボールコート( 面) ・ バレーボールコート( 面) バドミントンコート( 面) ・ 卓球台( 台)					
使用期間	使用時間	使用期間	使用時間	使用期間	使用時間	
年月日	: ~ :	時間	年月日	: ~ :	時間	
年月日	: ~ :	時間	年月日	: ~ :	時間	
年月日	: ~ :	時間	年月日	: ~ :	時間	
入場料等の有無	徴収する ・ 徴収しない					
※許可条件	バスケット又はバレー					
	バドミントン、卓球、その他					
※備考						

【許可条件】

- 1) 使用の許可を受けた体育施設以外に立ち入らないこと。
- 2) 許可なく施設等を使用しないこと。
- 3) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- 4) 許可なく物品の販売、寄附の募集又は飲食物等の提供をしないこと。
- 5) 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ち等しないこと。
- 6) 施設等を使用した後は、直ちに整理し、及び清掃し、清潔の保持に努めること。
- 7) 使用時間を厳守すること。
- 8) 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- 9) 許可の目的以外に使用し、又は他のものに転貸しないこと。
- 10) 施設等を損傷したときは、速やかに係員に報告しその指示に従うこと。
- 11) 貴重品は、各自で管理すること。
- 12) 施設の使用時に起こった紛失、盗難、けが、病気等は使用者の責任とすること。
- 13) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。

受 入 日 付 印

使用料領収金額

円

年 月 日

様

玉名市教育委員会 印

社会体育施設使用許可書

下記のとおり使用を許可します。

記

使用目的 又は行事名					
使用施設名					
使用期間	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
	月 日 時 ~ 時	月 日 時 ~ 時		月 日 時 ~ 時	
使用人員	小学生	中学生	高校生	一般	合計
使用料領収金額	( ) 円				

【許可条件】

- ① 使用の許可を受けた体育施設以外に立ち入らないこと。
- ② 許可なく施設等を使用しないこと。
- ③ 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- ④ 許可なく物品の販売、寄附の募集又は飲食物等の提供をしないこと。
- ⑤ 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ち等しないこと。
- ⑥ 施設等を使用した後は、直ちに整理し、及び清掃し、清潔の保持に努めること。
- ⑦ 使用時間を厳守すること。
- ⑧ 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- ⑨ 許可の目的以外に使用し、又は他のものに転貸しないこと。
- ⑩ 施設等を損傷したときは、速やかに係員に報告しその指示に従うこと。
- ⑪ 貴重品は、各自で管理すること。
- ⑫ 施設の使用時に起こった紛失、盗難、けが、病気等は使用者の責任とすること。
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項に違反しないこと。

受 入 日 付 印



様式第7号（第5条関係）

年 月 日

玉名市長 様

住 所  
団 体 名  
氏 名（代表者名）  
電 話 番 号

社会体育施設使用料減免申請書

下記のとおり使用料の減額又は免除を申請します。

記

使用施設名	
使用年月日	年 月 日
使用時間	時 分 ～ 時 分
使用人員	人
使用料の額	円
減免の理由	